

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

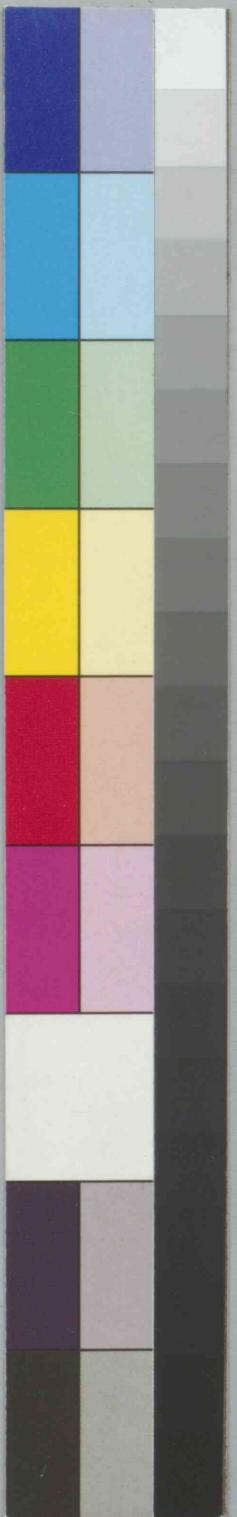
群馬県立図書館  
中島文庫

昭和八年六月

# 比例代表法ノ研究

比例代表法三對スル贊否兩論 第五輯

國政研究會



國政研究會

比例代表に對する贊否両論

比例代表の研究 第五輯

昭和八年六月

6376

注意事項

- 資料は大切に扱いましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館  
前橋市日吉町一丁目14-8  
電話(0272) 3008番

# 比例代表に對する賛否両論

## 目次

### 反対論

#### 理論上の論点

一 比例代表は多數共主義に反す。

#### 辨駁

多數者にも多數者の地位を認むると共に少數者にも  
其地位を認むるものにて、真、多數政者を行はしむる  
ものなり。

二 小黨分立の結果、政局の不安を致し、政黨内閣政者との運

用に害あり。

常に政黨間の安撫を起し、醜惡關係を生ず。

辯 聰

歐洲各國に於ける小黨分立は必ずしも本法施行の結果にあらず。

多數の國が小黨分立の下に聯立内閣なりは普選と民衆の自覺と國政の複雜なる結果である。

絶對多數と庶固かり内閣を望むれば、伊露の如く單一政黨に若らず、且之は立憲政局の否定なり。

眞にニ大政黨主義を要望するならば、比例代表の下に於ても行せらべ。

絶對多數黨の得票が他の黨派の合計得票より少くさきが如き矛盾なり。

單一政黨の絶對多數は弊害を多からず危険あり。

比例代表法は必ずしも小黨分立を來すとは考へらざる。普選の結果、自然發生たるか、斷定は困難なり。

小黨分立と獨裁政局

小黨分立と獨裁政局

甲國ロスコ法相の小黨分立に関する意見

三、實際に於て少數者の意見と雖も、國家として望ましからざるものあり。

辯 聰

此の選舉の實際を無視したる説なり。

普選施行せる以上、各種の意見を代表せしむるは當然なり。

四、比例代表による各種の意見が比例的に議會に反映するものにあらず。

比例代表に依り各種の意見を議會に代表せしものゝ讒弁  
なり。

議會は國民の自由意思の縮圖なり。比例代表に依り、之を  
描くと云ふも不可能なり。

黨派別得票が數字的に當選者、數に比例するとは理由  
か一。

### 辯 聖

此の批難は代議政岩の意を比較的良く反映せしむ。  
比例代表は公民の意を比較的良く反映せしむ。

点ならず。

五名簿式は憲法三十五條に違反す。

### 辯 聚

此の批難は無競争當選制度も同一なるべし。

現行無投票制度採用の理由と同じ。

六時期尚早論。

二大政黨と全く相容れざる第三黨出現。一大政黨となつて  
は不法採用が必要なり。

### 實際上の論点

一必ずしも比例的代表せらばず。

### 辯 敗

①他の選舉制度よりは比例的代表す。

②結果が數學的に精確に比例的ならざるを理由として  
反対するは不當なり。

二比例的代表を得る目的に反対。

### 辯 敗

此の議論は議會政局を否認すること、なる。

三議員と選舉人と連絡を欠き、又選擇の自由を害す。

### 辯駁

區制の問題で法の良否にあらず。

四手續複雜に過ぐ。

### 辯駁

開票後當選確定迄時間を要するのみ。

手續複雜は選舉係官の問題のみ。

時間も一日又は二日圧に過ぎず。

選舉の公正なる結果を得るには多少の労力と時間を要するは非難すべきにあらず。

五選舉費の増加を來す。

### 辯駁

### 辯駁

區制の問題なり、更に大選舉區とすると必ずしも費用用

を増加せず。

選舉費は却つて減少すべし。

六補欠選舉の困難及補欠選舉は比例代表法によらず多數主義により外か。

### 辯駁

區制に対する問題なり、補充議員を設くる可なり。

英國の補欠選舉と精神が異なり、故廢除すより。

七棄権率増加す。

### 辯駁

棄権者増加の憂か。

八政黨所属を固定せしめ、政界を拘束す。

### 辯駁

五五五五五五五五

五五五二一〇

四八四九四九

四五四五四五四五  
四五四五四五四五  
四五四五四五四五  
四五四五四五四五  
三四三四三四三四  
三四三四三四三四  
三四三四三四三四  
三四三四三四三四

三九三九三九三九

白國の例は多數代表法の下にアモ同一の結果を來すべ。

五四

## 九 政黨幹部專制となリ。

### 辯 敗

政黨幹部の專横は選舉人を拘束し得たり結果を來す。

五五

一、政黨を破壊、院内團体の間に政治取引を發生せしめ齎敗  
を來す。

五六

### 辯 贏

英國等に於ける事実より見て其屢々。

五七

二、名簿式の選舉は自由公正を害す故に断然排斥すべき。

五八

## 比例代表に對する贊否両論

### 反對論

### 理論上の論点

比例代表は所謂多數決主義を捨てたものである。

多數代表法並に少數代表法に於ては、一の選舉區に於ける議員の全部を専ら其選舉區に於ける選舉人の多數が決定することになる。此方法は明白に多數決主義の支配下にある。然るに比例代表法は一定の當選標準数を基礎とし、此標準数に応じて各政黨間の議席を分配するもので、標準は比較的不特定多數でなくして其一定数である。故に所謂多數決主義を捨てたものである。

*Esmein, Éléments de droit constitutionnelle.*

*Hans Staub, Zum Propos.*

## 辯 駁

二

多數者に  
も多數者  
の地位を認  
あると共に  
少數者にも  
其地位を認  
むるものに  
て、眞の多  
数政者を行  
はざるもの  
なり

比例代表法は多數政者の原則を全く破壊一やうと云ふのではない。多數者に多數者としての正當なり地位を認めると共に少數者にも正當なる地位を認め、眞の多數政者を行ふことを目的とするものである。多數が支配する代理に少數に支配せらるるではなくて、多數の支配を認めやら、少數党が少數党として行ふ作用を有効に営ま一めやうと云ふに外ならない。實質的には少とも多數決主義に反するものでないのみならず却つて眞の多數政者を行ふことを其の主眼とするものである。

比例代表法の下に於ても、多數は當然に多數である、少數は當然に少數である。而して立法は議會主義の行はるる限り、此多數の手によつて行はるるのであって、決して少數の手

によつて行はるゝのではない。故に比例代表法が多數政者の原則を無視する如く考へるのは全然誤った見解である。

森口繁岩博士 「比例代表法の研究」

小党分立の結果、政局の不安を致し、政黨内閣政者の運用に有害であり、政局を不安に導き或は之を不可能にする虞がある。

比例代表法は民衆的要要求に従ひ、各選舉人に成りへく平等の地位を認め、選舉人の意思を成りへく公平に議會に反映せらるやうとするのであるから、その目的が完全に達せられれば、理論上議會の

分野は種々の意見を代表する黨派にハシキルと云ふ結果に半數を占むる多數黨がなれども知れない。假に多數黨が出

常に政黨間の妥協を起し醜悪關係を生ず

來ても、そルは絶對多数黨とはなり得ないであらうから、その支持によつて立つ政府は常に他の黨派の鼻息とうかがふこと、なり、強く正い政者を行ふは困難となり、議會の力を弱くし、又立法権を去勢し無秩序となる。一方に於ては政黨間の妥協が衍はル、二川に附隨して醜惡なり關係も生し、扇くする。

G. Meyer, Das Parlamentarische Wahlrecht.

Humphreys, op. cit. Cahier, op. cit.

## 辯 謭

實際にはから理由に依つて、比例代表法に反対するのは今日の政局、實際に就て周到なる省察を缺くからである。

英國は多數代表法を維持して居るが、其ニ大政黨主義は夙に失はれて居る。

自由主義に於ても亦加特力、自由両黨が對立して文、たが、一八九三年普通選舉の実施によつて、新に社會黨、急進黨及基督教徒民主黨の三黨を加へて所謂小黨分立となつた。これほ比例代表の行はル前である。然るに比例代表を実施した結果は、遂に此急進黨及び基督教徒民主黨を滅せしめ、加特力黨、自由黨、社會黨の三黨を鼎立せしめることになつた。Bretton, Contre la proportionnelle 獨逸に於ける小黨分立も、之を比例代表の結果なりと考へる事は明かに妥當を缺くものであつて、戰前の獨逸が其多數代表法の下に於て如何に甚だい、小黨分立の狀況にあつたかを觀ルば直に明白となる。瑞西に於ても亦過去の経験は比例代表法の採用が通常党派的小立を齎すものでないことを明かにしてゐる。

今日多數の國家は所謂小黨分立の狀態にあつて、其政府

多數の国  
が小党公立  
の下に聯立  
閣かるは普  
選と民衆の  
自覺と国  
政の複雜な  
る結果でも

は一時的で聯立内閣である事が普通である。然一モルは寧ろ普通選舉に依る選舉權擴張の結果であり、又教育の普及によつて民衆の政治的理解力が發達した事、個人の經濟的又は社會的利益に對する自覺が強くなつた結果であり、又國家の仕事が次第に増加し、立法の範囲が廣く、且複雜になつた結果に外ならない。故に此等の國に於て、比例代表法を採用した場合に依然小黨分立の狀態を維持するといても、それは社會狀態そのものを反映するに止まるのであって、之を比例代表法の罪に帰する事は出來ない。

絶對多數  
と強固打る  
内閣と望む  
ならば伊露  
の如く單政  
覺に若くは  
なし、但之は

立憲政治の否定なり

眞に三大政  
党主義を  
要望する  
者は比例  
代表の下に  
於ても行は  
るべ。

否定であつて、全然民衆の政治上の自由を認めず、民衆を單一政黨の專制的權力の下に壓伏せんとするものである。強ひて二大政黨主義を維持し、それが何とか一が議會の絕對多數を占むるものたらめやう比することも、ニルと程度を異にしその本質と同様うする思想であつて、政治上の自由を尊重することとは両立し難いものである。若一二大政黨主義が眞にその國の事情に適合し、國民が之を要望して居るならば、比例代表法を採用したとしてもその主義が維持せらる得るであらう。國民の要望に反し不合理な選舉制度を採用によつて、無理に大政黨に有利なためやうとするのは、一種の專制政者であつて、それによつて假令絶對多數黨が出來たとしても、それが不自然な偽造の多數であり、決して政局を平穏ならしむる所以でな

絶對多數  
党の得票  
が他の党派  
の合計得  
票より少く  
が如き矛盾  
す

單一政党  
の絶對多  
数は弊害  
を多から  
ずる危険  
あり

勿論比例代表法は少數黨にもその勢力に比例して議員を出すことを得せむる方法であるから、以前の如き多數黨を見なすことには何とか知れがない。多數代表法の下に於て、数黨の争い場合、絶對多數黨の得たり投票總数が他の党派の總ての投票の合計よりも少ないことがある。比例代表法の下には右の投票の合計よりも少ないことがある。比例代表法の下には右の如き少數投票を基礎とする多數黨は見ることは出来ない。それは多數政局の裏面の下に行はり、少數政局であつて、其自体不正だったものを比例代表によつて正へ、状態に帰するのである。それは比例代表法の缺點ではなくて其長所である。

且つ單一政党が議會の絶對多數を占むることは、必ずしも喜んでるべき現象とは信じられない。それは一面に於て内閣の基礎を強固せらるゝと同時に一面に於て政黨の横暴と助成し、政党政局の弊害を甚からずる危険なものである。况んやそれが不自

然り偽造多數に於てをや。

Mc Bain and Rogers, *The new Constitution of Europe.*

江 太 順博士 「比例代表の話」

森 口 繁吉博士 「比例代表法の研究」

美濃部達吉博士 「選舉草正論」

比例代表は小黨分裂の傾向を促がすものであるといふことは、よく外國の書物などに載つて居る。それが引寫一節に我が國に傳つてゐるが、この点に就ては余は疑を持つてゐる。大体に於ては昭和七年七月政友會の選舉法改正委員會に現れた意見の

小黨分裂は比例代表採用必然の結果にあらずして、國情により決するものがあること、小黨分裂も普通選舉制度を認むること以上は自然的發展にて必ずしもこれを排斥すべきものに非ざることとの意見に共鳴する。そういうやうな場合も考へ得らるるそれと全く

反対の場合も考へ得らる。現に一九一〇年の英國選舉法調査委員會報告、第十九頁にあちやうに、自耳義國で始めて、名簿式と採用したときには、豫期に反して幾多小黨が消滅したのである。要するにこれは場合にちることであつて、十把一束に断案を下すことが抑も間違つてゐるのである。

藤澤利喜太郎博士　「選舉法の改正と比例代表」

### 小黨分立と獨裁政治

小黨分立と獨裁政治  
治政論

次に九州帝國大學教授今中次磨氏はその著「現代獨裁政治史總論」の中で、比例代表制と小黨分立に付ては何等触れてゐないが、フアツシズム獨裁政治發生諸原因の一分子として、「小黨分立による政權の斷搖」並に「議會及政黨政治の腐敗による立法機能の停頓」其他を擧げて尤の如く述べてゐる。

政權が常に一党から他党へ轉移して不斷に断搖を續けて居り、成立せら政權も亦有力から地盤を守らざりが出來ず、従つて内閣の寿命は短く、後継内閣の組織は常に困難を告げると云ふ様な状態が連續して居るこれが結局獨裁政治を必要とする議會政治、立憲政治の運用を不可能ならしむる直接的の原因となつて居る。

然らば何かそんに政權を不安定にするか、それは財政問題、社會問

題、民族問題の解決の困難からくるのであるが、政治的には、先づ小政党の存立を必要としてゐる。独裁政局の国家には、一様に小党存続の悩みがあり、立憲政局の安定してゐる国家には、ニルに反して有力なる一政党又は二大政党が政権を転々とし、礎の上に擁護して居る。故に小党存立か否かは又その國家の政治的将来をトセーメる一つの條件と考えへらる。

小党の存立も自体何等弊害はない。けれども小党存立せる政局に於ては、常に一党内閣の成立が妨げられ、協調内閣を餘儀なく、協調内閣はニルに参加せる数政党の主張の一一致せし範囲と、一致せし時期の間に於ての存立を許さず、性質のものであらから、力強き政策の実施が妨害され、國家困難の際には、難局を救済する実力を持たないことが多い。のみならず小政党が相集つて政権を掌握せんと、又は勢力甚く相伯仲する二大政党又は政党ブロックが互に政権獲得のために相競ふときには、自ら政党全体又は政党員の一部を自己下に誘引せんとする術策が弄せられ、政局の結果として、自ら政党及政党員の虚薄、対外的政局の腐敗、いそは議會政治の真正ひき機能の喪失を持ち來す結果とならるのである。

今日の独裁政局國家の多くは、未だ議會政治そのものが完全に確定したばかりの國であり、から國家に於て独裁政局より容身に可能とせらるるのは、右の理由によるが、この理由は決して單に立憲政局そのもの、發達せざる國家にのみ適用かならぬではなく、既にその充分に發達せる国家に於ても、亦同様事由の發生がその轉覆を可能とする様考へらる。たゞそれと二つとの間に、その轉覆に難易があると云ふに止る。

と述べて、その実例を現在の独裁國家にとり、

#### イ. イタリア

ファシシスト革命前の伊太利の政黨は小党存立に悩み、常に政権の確立を妨げ、内閣は更迭に次ぐに更迭を以て、漸くムッソリーニに依つて、今日の独裁政局を見ることに至った。

小黨の分立、政權の動搖、外交問題に對する國民的興奮、この三つ  
の條件が完成して初めて伊太利の独裁政局も亦成立したと云ひ得る。

#### 四、イスパニア

イスパニアの独裁政府の成立も亦、この形式と異るものにはかかった。リベラ  
ラ独裁政府が一九二三年九月に成立する直前、同國に於ける政局は  
全く混亂の状態に在り、當時數年間の各内閣の寿命は僅に半ヶ  
年位しか持てゐない。

#### 八、ポーランド

一九一八年十一月新ポーランド共和國が成立して以來、一九二六年  
五月にピ尔斯ヅキーの政權が成立する迄の間に、ポーランドは十六の内  
閣を送迎し、その平均寿命は約五ヶ月半であった。かかる政局の動  
搖は小黨分立に貢献したものが多い。

#### 二、ユーロースラビア

一九二九年一月、ユーロースラビアの独裁政局の發生に至るまで、同國の  
政局狀態を見ると、その政權は確立して居なかつた。この事實は内閣の短  
命が此の上によく現はれてゐて、一九一八年十二月二十九日初めて内閣が出来  
てから、一九二九年一月に至る十年二箇月の間に、二十八の内閣が成立  
して、一内閣の平均寿命は、約四ヶ月三分の一と云ふに及ぶ。政黨も  
亦民族的分派して居つた。

#### 木、リスニア

リスニアに一九二六年以來發現した独裁政局も亦同様に小黨分  
立からくる議會政局の僻類によつて刺戟された。

#### ヘ、其　他

ポルトガルにも政權の動搖と小黨の分立と議會政局の齊敗墮落などが  
完全に存在して居つた。『國際時報』(ミサ)はこの政情を輿語

「一九一〇年十月五日共和制成立以來、内閣の更迭するごとに四十九回、大統領にて其任期中完全に在職したるもの僅に一人である。最近十八年間に一ヶ年以上継続せる内閣は僅に三個あるのみ。其他群小政局家によつて組織せられたる内閣に至りては、多くは長きも三ヶ月、短きもものに至りては、内閣成立一就任式舉行以前に既に崩壊の運命に會せらるものすらあつた。」

以上の如く独裁諸國の実例を示し、独裁政局發現の素因として尤の大点を指摘を居り。

### 一、社會的原因

1. 戰後に於ける社會經濟上の恐慌的狀態

口 社會運動の激化

### 八、民族の不統一民族的分裂

#### 二、政局的原因

1. 小黨分立による政權の不確立

口 議會廢敗による立法機能の停頓

八 外交問題にて現はれて来た民族的不満足

而して政權の不確立に付ては、

政局が比較的よく統一され、國家の政治的分裂が少い場合には、政權が比較的鞏固であろうから、多少の階級問題や民族問題は、たゞ根本的でなくとも、何とか抑圧して社會の秩序を維持して行くことか出来る。然一政權が薄弱である場合にば、それが出来ない。こゝに於てプロレタリア独裁へ行くか、ブルジョアジー独裁へ行くか、何とかを選ばねばならぬことにするのである。

そこで何者が政権の確立を妨げる素因となつたかと言ふに、表面的革命として現はるて居るところを見ると、それは小黨の分立と、議會政局の墮落である。七つの独裁國家はトルコを除き、皆等しく小黨分立の國家であった。故に政権を把握して徹底的に政策を行ふことの出来ぬ大政党がない。政権は常に数個の小政黨の協調によつて出來あがる。協議内閣によって把握される。そこで政権が常に不安定であり、一つの内閣の寿命が非常に短いと同時に後継内閣はいつも組織難に陥る。ニル等の國家の政局は、議會解散、總選舉、後継内閣と云つた過程の反覆で殆んど政策の改善及び実施には手を觸れる暇がない状態であつた。

かう政局過程は議會を墮落せしむる外に殆んど何の效果もない。先づ協調内閣は政治家の政権徳を誘惑し、政治家の個人的墮落の一原因となりが、解散と總選舉を反覆し、議會は内閣に對して不信任案を決議するなどを常に主要な議事とする様になり

議會本來の機能は全然顧みられないことにすれば、政局は全く其の存在意義を失つてしまふに至り。政局家はかくして益々墮落し、社會は益々、議會政局に反感を持つ様に至り。

かう場合に或る内閣が、國家的不名誉と考へらるる様な外交問題を有し、國民の民族的確信を傷ける様な場合には、反内閣、反政府の國民運動を起す時に、最も適當な情況が備はるに至る。

斯様な條件の全部が完備したとき、独裁政局が最も著しい形式で現はる、その程度と内容とに基づいてまた独裁政局發現の緩嚴に影響がある。

と結んでゐる。

伊国ロス  
コ法相の小  
党分立に  
関する意  
見

又 ミルラン編著「伊太利の実態」(What is Tuscany and Why? Edited by Tommaso Sillani) 中の一編に  
伊太利司法大臣アルフレド・ロスコ著の「伊太利國家組織の変更」(The Transformation of the State, by Alfredo Rosco, Minister of Justice) がある。其の一節で比例代表と小黨分立について次の如き意味を述べてゐる。

長年に亘る憲政の運用は常に民選議會により大なり權力を使へ、憲法の性質を変へてしまつた。議會内外に於て比較的の性質を失へし者大多数者があつた間は、此の制度も善かと思ふが、運轉された。併し選舉制度に比例代表制度を終卒に採用した。最早如何なる政党も多數を占め難く

なり、其の危機は救ひ難いものとなつた。議會は小數黨の集合とす、内閣も亦少數黨の提携とせらざるを得ずなり。各政黨を代表して入閣した各大臣は自己の主張と自黨の命令とに基づき、行動したから、最早政府は一人の首相の下にあり組織的で統一的單位なりとする概念は完全に失はれた。ニルでは政府が全く無能力にほりことは避け難い譯である。

政府統一はファラシズムによつて從來とは異つた基礎の上に改組され、遅に效果的且つ完全なものとなつた。

此は選舉  
の實際を  
無視した  
説なり

實際に於  
て小數者の  
意見と異  
国家とそ  
望すから  
さるものあ  
リ

三、比例代表法が各種の意見及利益を議會に反映し、常に少數者の方の良き意見が議會に代表せらるゝ如く豫想一居るも、實際に於ては國家ヒテは望ま一からき少數意見も——例へば無政府主義者の方々——も代表せらるることも考へなければざらない。

*a Fouille, la Propriété sociale et la démocratie.  
Weltg. die Minoritätenvertretung, Politische Jahrbuch  
der schweizerischen Eidgenossenschaft.*

又比例代表法は總ての人、代表者を議會に送りと云ふのであるから、低級の代表者も選出せらるゝこと、が、から必要はないのである。

*Custom, Law and Custom of the Constitution.*

*Bemerk. das system des Proportionalwahl in  
Schmollers Jahrbuch für Gesetzgebung,  
Verwaltung und Volkswirtschaft.*

## 辯駁

此種の反對は選舉の實際を殆んど無視した議論であると言はなければならない。蓋一比例代表法に於ても、選舉の中

心をなすものは常に政黨であり、且何れの候補者も一定の當選標準数に達しなければ當選しない。論者は此政黨の立った候補者が一定の政見を有し、鉄錆的に競争するに對してつまらない候補者が好まからざる意見をもって立つた場合に尚且一定の数に達する投票を得ることが出來ると考へるのであるが、比例代表法の下に於て、紙屑屋の代表者、醉漢の代表者と云ふやうな社會の總ゆる代表者が選出されるもの、如き考へは、人間の性質と選舉の實際とを餘り無視した議論である。

君主國に於て共和黨員が選出せらる、民主的國家に於て過激共産黨員、無政府黨員が選出せらるることは有り得る。然普通選舉を認め、如何なる思想と問はず、一様に總ての公民に選舉権を與へる以上、現代に於てから黨派の成立は當なり

然に豫想せらるゝのである、此の種の危險は普通選舉の採用せられたる際に既に豫想せらる、是認せらるるものであり、右の如き所謂危險なる分子にも議會に其代表者を有せめり方か、却つて國家のために安全であり利益であると解したものと見るべきである。民主的政黨を是認する以上、此等の自由を絕對的に廢めるべく云ふことは到底行ひ得ない、故に社會に於ける此等の部分にも寧ろ其代表者を議會に送り途を與へ危険なるから分子をして政黨に変化せめたる方が國家の為に實際的に遙に安全と云へる。

森口繁岩博士

「比例代表の研究」

四、比例代表法は各種の意見又は利益の代表者が選舉せらる、と云ふ

比例代表に  
よるも、各種の意見又は  
か比例的議會に反映するもの  
にあらず

事實は、此方法を採用しても、比例的議會には各種の意見又は  
利益が反映せらるるものでない。此方法によつて議會に各種の意見又  
は利益を反映せしめやうと云ふのは、一種のイリエージヨンに過ぎない。

只漠然と政黨の勢力に比例して議員が選出せらるゝに過ぎない。

Bretton, Contre la Proportionnelle.

比例代表に  
より各種の  
意見を議  
會に代表  
せむとは  
詭弁なり

又代議政岩の下に於て一般にレフレンダムの行はルない限り、一衆法期  
間中には各黨派共に豫見なかつた問題も發生するであらう。  
問題によつては選舉後、選舉人の意見が複つたと考へるべき問題も  
發生する。従つて比例代表法に依つて各種の意見を議會に代表せ  
られ、之に依つて政岩を行ふは一種の詭辯に過ぎな。

Haldim, La question de la représentation  
proportionnelle en Angleterre.

議會は國  
民の自由意  
思の縮図で  
り、比例代表  
によつて描  
くと云ふも不  
可能なり

代議政治は國民の自由意思の有りのまゝに其の分量に應つて數的  
に議會に反映せしめ、甫めて議會政治の眞價が發揮される。議會  
は國民の自由意思の分布の縮図でなければならぬ。比例代表法は此  
目的を達す爲の手段である。と説くも幾千萬人より成る國民の自由  
意思、そのありさまの縮図、それは霧々紛々混沌模糊、々たら雲霧の  
如キヨのである。

党派別得  
票が数字  
的當選  
者の數に比  
例する云々<sup>ト</sup>  
理由

又黨派別得票数が當選者数に比例する云々云々が、数字的に唯  
漸的に行子定規的に行はれなくてはならないといふやうな理屈  
はどこにもない。

藤澤利喜太郎博士　「德選舉讀本」

## 辯駁

此種の反對論には確に一面の眞理がある。比例代表法に

此批難は  
代議政者  
の欠点なり  
独り比例代  
表法の欠  
点ならず

よつて、必ずしも公民の總ての意見が常に正確に議會に反映されるものとは考へられない。且一立法期間中に勿論選舉に當つて問題とせらるかかった種々なる問題が發生するであらうし、選舉民の意見が選舉の當時と必ずしも同様でないことも起り得るであらうから、單に比例選舉によつて選出されたと云ふことだけから政者が常に公民の意見に従つてやゝれて居るとは云へないこともあら。併し此種の缺点は代議政者そのもの、缺点であつて、特に比例代表法の眞ら才缺點では決してない。従つて假に比例代表法を捨て、多數代表法を採用する所で、此種の缺点を補正することが出来るものとは考へられない。恐らく此缺点を無くするには、論者の認むる如く、レフュレンダムの制度を用ゐるより外はないであらう。然るに此の種の別の制度を用ひずして、併し民主的理想に従ひ、選舉によつて表示せらるべき公民の意見を一む

比例代表は  
公民の意見  
を比較的  
良く反映せ  
一む

成るべく良く反映する議會を作らざれば、悉く比例代表法が最も理相合の方法であると謂はざるを得ない。

森口繁治博士 「比例代表法の研究」

五、比例代表法名筆式の選舉人をして政黨に投票せむる制度は我國憲法に違反する。

憲法第三五條には衆議院が公選の議員を以て組閣することを明記して居る。即衆議院議員が國民の公選に係る者でなければならぬことは憲法の要求する處である。若一人の選定が一に各政黨に委内られ國民が自ら人を選定することを厭なもとすれば、議員が國民の公選に係るものとは謂ひ得ない。

名筆式は  
憲法第三  
十五條に違  
反す

慶應義塾大學教授山崎又次郎 「比例代表法と多數本位代表法」

## 辯駁

此批難は  
無競争  
當選制度  
も同一なる  
べく

現行無投票制度採用の理由と同様

此の如き非難は、現行選舉法に於ける無競争當選の制度に對しても、或る一部から加へられた。無競争當選の場合には、國民の投票は全くに行はれず、立候補の届出を爲した者がそのまま、直ちに當選者とされるのであるから、それは國民の公選に係るものと謂ひ難いと謂ふ。

併し荷も立候補届出の制と認め、その届出を爲したものでなければ當選者たり得ないものとする以上は、その届出を爲した者が定員数を超過して場合には、假令投票を行つたとしても、その届出を爲した候補者の又が當選するこれは當然であるから、その投票を算することは全く無用の手續であつて、結果に於ては差異のある全く理由なく、隨つて此場合は投票を算さずとも、選舉人が暗黙

に各候補者、當選を承認したものと認ふべきであり、憲法の「公送」と云ふ文字に抵触するものではないといふ理由を以て、此の如き非難が一蹴せられたのは至當と謂ふべきである。

名簿式比例代表法に對する憲法違反の非難も亦之と類を同様なものである。選舉人が人に投票せずして政黨に投票すると言つても、各政黨から豫め候補者名簿を提出して之を公示し、選舉人は之等の名簿と点検してその何れか一つに投票するのであるから、政黨に投票することは即ちその政黨、提出した名簿に投票することであり、隨つてその名簿に列記せられた候補者は等しく國民によつて公選せられたことであることを失はない。無投票當選の場合をナラム、尚公選せられた者と謂ひ得るならば、一層強い理由を以て、名簿投票による當選も、尚國民の公選に係る若と謂い得べきことは勿論でなければならぬ。

時期尚早 大比例代表法採用は時斯尚早なり

歐洲大戰以來、世界の各國に於て比例代表法が盛に論議せらる、又既に之を採用したる諸國も多々ある。それは何に基因するか、それが全く大戰後著しく政治的に進出一來りたる労働黨殊に社會黨の擡頭、其結果一選舉区内に於て、既成政黨の候補者と之と全然相容れない新興政黨の候補者との間に行はれる競争、即ち所謂「三角的競争」が激増したる結果である。比例代表法が採用せられたのは主として此の如き問題を解決せんが為であつたのである。我國に於て比例代表を云々て居る若者の間には此点が正確に了解せられてゐないやうである。

二大政黨と  
全く相容れ  
さう第三黨  
出現、大  
政黨と  
比例代表法  
採用の必要

我國の政局的状態は、依然として二大政黨の對立を以て原則として居る。かくの如き我國の政局的状態に於て、三個の相容れない獨立二大政黨が現出しない以上、未だ比例代表法からものを採用すべき必要か否かと思惟する。換言すれば今日の無産黨があるものが、更に更に發達して全國的なる一大政黨となつて、二大既成政黨に對立するに至らない以上は未だ其の必要がないと思惟する。

慶應義塾大學教授山崎次郎 「比例代表法と多數本位代表法」

必ずしも比  
例的に行  
われらるず

一比例代表法を適用した結果が必ずしも比例代表法の賛成者の云  
ふが如く比例的でない。従つて従来の選舉方法を改めて近比例代表法  
を採用する必要はない。

Bretton, Contre la Proportionnelle.

### 辯 敗

此非難は従來白耳義、獨逸、瑞西等に於て d'Hondt 法又  
は Wagenbuch-Bischoff 法に於て比例選舉を行つた結果に  
就て謂へば或る程度近真実である。

然一乍ら之を他の選舉制度に比へて比例的の精確と云ふ点から  
見れば、到底比例代表法と比較にはまらない。比例代表法が  
①  
他の選舉制度よりは比

ニル以上に精確なる結果を齎す方法を發見する事が不可能であると考へるゝは早計に失する。改善を加へたる方法を適用するにせば、一層精確なる結果を得ることは困難ではない。

(2) 結果が數學的に精確に比例的に行なることを要求し、現に行はゆく比例的代表法が必ずしも精確に比例的ではあることを理由として、比例代表法の採用に反対する者は、比例代表法通用の結果が不當なりと反対する。

比例代表法に反感を有する人々は、比例代表法通用の結果が數學的に精確に比例的に行なることを要求し、現に行はゆく比例的代表法が必ずしも精確に比例的ではあることを理由として、比例代表法の採用に反対する者は明かに不當であつて、此等の人々は比例代表法による選舉の結果が必ずしも數學的に精確に比例的でないことを指摘して反対するけれども、此等の人々が尚維持せんとする他、選舉方法によるとすれば、その選舉の結果は、一般的に謂へば一層不精確である。然るに此關係を忘れて、單に僅かに數學的に正確に比例的でない部分があることを指摘して、比例代表法の採用に反対するは賛成出来ない。

森口繁吉博士「比例代表法の研究」

比例的代表法を得ることを目的とする自体に反対する。

比例代表法が正確に投票に比例して議員を選出することを目的とするのは要するに投票が、選舉人が正當なる意願を完全に表示する所のうちを前提とするものである。然るに實際には選舉人の投票は種々の理由又は動機に基くものであつて、必ずしも政治上の確信を正しく表示するものでないことは経験上明かるることである。従つて此投票に正確に數學的に比例して議員を選出せしむると云ふ方法に大きな意義を認めることは出來ない。

Chancellor, Proportional Representation.

## 辯駁

此主張にも一面の眞理を含むことは否みかたい。併一から云ふ議論を許すならば、それは結局議會政局そのものを否認することによりて、投票しないことは事實であり、從て公民の意思が必ず一も正確に投票によって示されない場合もある。併し今日、議會政局は公民の意思が投票によって表示せらるることを前提として運用せられて居るものであり、殊に人民投票制度を認めない國に於ては、

公民は選舉に際して才を投票に於てのみ其政治上の意思を直接に政局的に表示する機會を有つと考へらるゝである。又實際今日では正當なら選舉人の多數は次第に此の觀念の下に政見本位の選舉を行ふやうになつたことも否定一得はい事實である。唯今尚情実其他の關係から投票する不純なる選舉もあるが如く、選舉は実際に必ず一も理想通りに行はれりが、併し之を理由に議會政局を否認して一層不合理なる政局に歸すと云ふ立論は許一がない。それと同様に比例選舉の場合に於ても、選舉が實際的につきず一も理論通りに行かないことを事實から、より不完全なる制度を維持しなければならぬとする理由はない。

森口繁治博士 <sup>ア</sup>比例代表法の研究

三、比例代表法の適用の結果は議員と選舉人との連絡を弱くし、又名義式に於ては、選舉人の候補者選擇の自由を害するものである。

議員と選舉人との連絡を弱くし、又名義式選擇の自由を害す

Bonney. op. cit.

Thompson, et al. cit.

藤澤利喜太郎博士

比例代表を行ふためには必ず大選舉區制度を採用することを必要とするから、小選舉區制度に比て選舉人と選舉區の連絡と弱くなる。殊に名簿式比例代表法を行ふ場合に於ては、政黨を作成したる投票名簿を基礎として之に投票し候補者當選の順位も亦通常名簿上の順位に従ふことにからずから、一層議員と選舉人との連絡を弱くし、選舉人の候補者選擇の自由を害する。

又比例代表法は甲から乙へと移譲されりうるが、選舉人は自分の投票が果て誰の當選に役立つか知る由もない。選舉人は自分の投票に人をけっさり意識してこそ選舉人は選舉に熱心にからず、自分の投票によって當選したものは不明であると言ふので、弊い選舉に無関心になり、從つて棄権の増加するとは自然の結果と言はずとも得ない。

## 辯駁

選舉區制度  
題で法の  
良否にあ  
らず

比例選舉を行ふためには必ず大選舉區採用を原則とする。此制度の下に於ては、之を小選舉區制度の場合に比較すれば、議員と選舉人との關係が多少疎遠にからることは事実である。併しそれは大選舉區制度と小選舉區制度との利害得失問題で直接比例代表法そのもの、結果の良否と云ふ問題とは無関係である。

小選舉區制度に於ては、選舉人が候補者の人物性格を知悉して投票し得る利益と他方に於て地方的名聲と有する候補者當選一席、反対に尊重すべき政治家の落選する機會が比較的多くなる缺點がある。又地方の事情に通じる人物の選出せらるる結果、地方的利益は良く代表せらるゝも、一般的利益が

犠牲に供せらるゝ短所もある。代議士の選舉は國家の機關の選定であるから、地方の人物たるも全國の人物を選定することを主眼とせねばならぬ。

比例代表法による大選舉區制度を採用するに於て、其地方的利益が全く無視せらるゝとは考へられない。一小局部的な利益は代表せらるぬかも知れぬが適當なる地方的利益は代表せらる却つて選舉の目的に適合すると云ひ得る。

又選舉人の候補者選擇の自由を害すと言ふれば、指名投票のみにて、各黨派の候補者名簿が得たら其指名投票の總数を各黨派の得たる投票總数とて、此票数を基礎として、黨派の内部に於ては、指名投票の多數を得たるものから順次當選せしめればよい。

名簿投票を認めるとても、選舉人を無視する制度と考へ

る必要はない。却つて反対に一の高潔な品位ある投票方法であると云へる、蓋以此制度の下に行はる、選舉戰は、之を候補者の立場から言へば、自己の將に投票を哀願するのではなくて黨に對する投票を要求することにからなりであり、選舉人の立場から云へば、或る政治理想又は或る政見に對し、賛否を表示するものと解する事が出來る。

森口繁岩博士　「比例代表法の研究」

比例代表法にはるば大凡自分等同志に投票したる所と知り得へく、選舉人側に於ても同一主義の人々に投票すべきを以て自分等の代表者なることの觀念も疊々譯であり、結合が必ずしも緩いが、計りでなく自ら主義主張の代表者なることが、闡明せらるて處つて代表の本旨に副るものである。

四 比例代表法は選舉手續が複雜である。

Esmein, *Éléments*.

Meyer, *Parlamentarische Wahlrecht*.

Cahn, *Das Verhältniswahlssystem*.

Thompson, *cyc. cit.*

單記移讓法は禮讚者が誇張する程簡單なものではない。

實際に採用する段には少しば困難があると物知りが、町役場の吏員は比例代表の計算すら余らぬ程度の無知蒙昧の輩でないと放言して得々たらを裏書一得ち程に簡単ではない。

藤澤利喜太郎博士「總選舉讀本」

## 辯 跋

開票後當  
送確定迄  
時間要  
するのみ

それは研究一人の説である。少しく研究した人なら直ちに理解が出来る。たゞ時間の事は長い問題であった。ヘーファが案出した當時は長き日月を開票後當選確定までに要った。その後改められて多くの時間を要するものでないことが確かめられた。

江木翼博士「比例代表の話」

各國が比例代表法を採用するに躊躇した一つの重要な理由も此点にあつたと解されてゐるが併し今日に於ては既に多數の国が之を実行しその結果は多少其手續に複雜になると云ふことはあるにても、反対者の主張する如き重大なる不便を齎すものでないことを充分に証明した。

てではなくて選舉官が當選者を決定する等に行ふ手續が複雑にかかると云ふに過ぎない。

併し其手續も一般に豫想せらる如く複雑ではなく、右耳義の如き相當の大國家に於ても通常一日を遅延せ一めるに過ぎない。尤も單記移讓式に拘らざれば其手續が複雑であるだけ、名簿式比例代表法に比て其時間を多くすることは否もないが、大体六七萬程度の投票があるヒナルば、其當選者の公表は恐らく投票期日後二日を経なければ、なし得ないであらうと謂はれる。

選舉の手續を成るべく簡單にして選舉官の労を省き、又當選の結果の發表を迅速にすると言ふことも希望すべきことには多少の労力と時間と要するは非難すべきにあらず

めうと云ふが如きことは別に非難すべきことではない。此等の僅少の人々の労を省かため結果の公表が僅に數日間遅延すること避けんが為に不公正なる選舉の結果をも甘受なければからぬと言ふ人があると十ルば其人の正なる常識を疑はねばならぬ。

森口繁吉博士「比例代表法の研究」

五、比例代表法を行ふ等には必ず大選舉區制を採用するを必要とする。  
その結果選舉費、用を増加する。

Chancellor, op. cit.

藤澤利喜太郎博士「選舉法の改正と比例代表」

選舉費の  
増加と來す

らず

時間も一日  
又は二日位に  
過ぎず

## 辯 駁

四八

区制の問題  
より更に大

選挙区々す  
るも必ずし  
も費用を  
増加せず

選挙費は  
却て減少  
ナベ

この非難も比例代表そのものに對する非難と云ふよりも、大選挙區制度に對する非難である。

選挙區の大小が必ずしも選挙費用の多少と正比例しないのみでなく、小選挙區制度の下に於ては、小區域に於て争ふため、却つて買収の効果を多くし、選挙費用を増加せらる傾向に見える。加之比例選挙は黨派を中心として行はる個人の立位の選挙に用ゐるが如き費用は殆んど必要にさる筈であるから此關係から却つて選挙費用を減少する結果に至らねばならぬ。

森口繁吉博士「比例代表法の研究」

從來、如く候補者が個人として運動する必要は全く無くなり集団的勢力を以て運動するのであるから、同一黨派に属する者は相聯合して其運動と共に各選挙人が卒送する推薦状など、同一黨派に属する数人の候補者が連名で發する事が出來る。その結果從來は一人の負擔であった選挙費用だけを以て数人の共同の費用を充たして餘りあることになることは、當然期待一得べき所である。

美濃部達吉博士

六、比例代表法は補欠選挙を行ふに困難であり、二ルを行ひないものすらある。二ルは代議の本義に戾るものである。

補欠選挙  
の困難及  
び比例代表  
法による  
多数主義

四九

## 辯駁

二ルも比例代表法に對するものより大選舉區制度に對する非難である。例へば補欠選舉の場合の討論、通常比例代表法によることが出來ないのであって、多數代表法による外はない。併し其不便は大區域に亘つて選舉を行ふと云ふ点に於するのであるから、一般に大選舉區制度が有する不便と同一である。然るに補欠選舉が現在の英國に於けるか如く特に重要な意味を以て考へらう、場合に於ては、其補欠選舉が比較的大區域に亘つて行はりと云ふ不便は忍んでも、有意義に補欠選舉を行ふことが別に非難すべきことではないと思ふ。併

し補欠選舉を主として議會に於ける空席を補充するために行ひ、特に重要な意味を之に附與しないと言ふやうな國に於ては、空席を生ずる毎に補欠選舉を行ふ代りに、多數の立法例に見ゆるか如く、一選舉區に二名以上の空席の生ずるを俟つて初めて補欠選舉を行ふても宜い、又白耳義の如く豫め補充議員を送出しておいて、此補充議員に空席を満たさしても宜い。

森口繁吉博士　「比例代表法の研究」

英國に於ては補欠選舉を以て輿論の轉換を指示する一つのパロメーターとして特に重んぜられてゐる。然るに我國其他多くの國に於て補欠選舉は英國式の形を示してゐないものが多い。輿論の帰向とは交渉が深くない、而して多くは場合に於て一人口らざるも二人足らざるも政黨の消長政権の動搖の大勢には関

英國の補欠選舉と精神が異なり故、摩訶不羈也

保がない。故に定員の半数及びそれ以上を次々に至つた場合に初めて補欠選舉を行ふことに一たいと思ふ。畢竟便宜の規定に外ならない。弊と不便と功用と便宜を較量すれば断然廢てもいゝと思ふが然一やるとするほどの程度にておいて適當と信ずる。

江木 翼博士 「比例代表の説」

七、比例代表法は選舉人をして選舉に無関心に、従つて棄権を増加する。

*Thaddeus, op. cit.*

棄権者  
増加の  
憂け

### 辯駁

從來瑞西の各州、ハンブルグ、芬蘭等に於て、比例代表法に依つて選舉を行つた結果は却つて棄権者の割合を著しく減少した事実を示す居る。又自古義に於て棄権者の割合が現に驚くべき少數であると云ふことも一般に知られて居る。故に比例代表法を適用することが選舉人をして選舉に無関心にならぬ、又棄権者を多くすと云ふ非難は全く當らない。

森口繁吉博士 「比例代表法の研究」

政党所令  
野を固定  
せしめ政界

八、比例代表法は政黨的分野を固定せしめ、政界を沈黙せしめ  
る。

Bretton, op. cit.  
Borthkeny, op. cit.

自國の例は  
多數代表  
法の下にても  
同一の結果  
をえた。

## 辯駁

この非難は白耳義に於て加特力黨が永く多數を維持して居た所に主張せられた説であるが、それは多數代表法の下に於ても、此國に於ては、永く加特力黨が多數を維持し來った歴史を忘れた非難であると云ひ得るであらう。且一九一九年以後加特力黨は遂に其多數を失つたのであるから、現在に於ては此非難を加へる餘地はない筈である。

森口繁治博士

「比例代表法の研究」

政党幹部  
の事例は  
選舉人を拘束する  
結果を来る

## 辯駁

事実は之に反する。政黨幹部が無闇に力を揮うて何處の馬の骨かわからぬ人を候補に加へ先づ辱頭に知名の士を掲げ、所謂羊頭を挂りて狗肉を售るといふが如きことを当した時に其政黨は必ず破れるのである。如何に比例代表法は團体的に選舉競争が行はれ、團体主義主張によつて行はれて所謂個人的運動個人的競争がないにしても、其競争團体は精兵の集團ならざれば矢張り敗れるのが普通である。殊に單記移譲式にせばから馬骨は選舉人の方で遠慮なしに除外されることが出來り、決して政黨幹部の事例が選舉人を拘束するも

政党幹部  
の事例は  
選舉人を拘束する  
結果を来る

五五

のではないのみならず尤様なことは其派に於て頗る不利なることであるから、政黨幹部自らから情聲に附るいはるは無い。

又候補者名鑑を決定するには多くの委員から成る候補者推薦會の議を経る例が多く、一二幹部が勝手氣盡に細工するものではない。

江木 翼博士 「比例代表の説」

（一）比例代表は政黨政治を破壊し、院内團體樹立の弊を成さしむるものである。従つて小選舉區につきもたる選舉區に於ける不道徳な投票取引は比例代表にはないが、この惡習は議院内に入り、院内團體の間に政黨取引が行はれやうにがる。この惡習は選舉の腐敗すらも恐るべきものである。

英國寧  
於ける事  
実を見る  
其處す

## 辯 驁

この説は英國で唱へられてゐりが、比例代表法を施行した國の實際と事實に於て大変に違つた説である。古くから比例代表を行つて居る處で決して政黨政者が破壊されてゐる例はない。院内團體の取引をするものは何等主義主張を有せぬ代議士の集團の場合は如何なる問題に至らず、主張のないやうなことである。既に選舉に於て主張を明かにして居る者が院内に於て反対主張の政府に買収せらるゝと言ふことは先づ難いことである。餘程政敵の嵩じた時にのみ見る情況である。かくの如きは比例代表制の下に限つたことではないことは申すまでもない。

名簿式は選  
舉の自由公  
正を售す  
故に斷然排  
斥す

## 二、比例代表中名簿式を徹底的に排斥すべし。

比例代表名簿式は「選舉の自由公正」の精神に背馳するものである。政黨が勝手に作った候補者名簿に是非とも投票せよと強まる名簿式、情実纏綿朋黨比周の弊特に酷一きものありとの非難ある政黨の地方的組織、主としてそう云ふ地方的組織の裁量によって而かもそこには直接間接に不正不當の選舉費用が嵩む可能性の附隨する経路によつて作られた候補者名簿に及ず投票までとす名簿式、人材人格者の政界進出を阻止し、選出議員の素質を悪くし、而かもじりじり悪くし、選舉の自由を束縛し選舉の公正を售ふ名簿式、そういうふう不都合な名簿式

を採用するといふが如き考が我が國に於て今尚無くならないのは眞に不可解の現象である。

藤澤利喜太郎博士「選舉法の改正と比例代表」

代議政若ハ政黨に依らなくてはならない。代議政若の進歩は政党の向上發達に俟たなければならぬ。政黨の發達は政黨が人物人材と吸收する作用と間断なく行為にある。故に画定停滯せる政党観念を根底とせる名簿式、如きは排斥すべきである。人に投票すれば人物人材に投票が集積するは有然道理である。斯くて人物人材が政黨に集つて政黨が不斷に改善される。人に投票すると言ふことは代議政若の根本義でなければならない。一步を譲つて名簿式を採用するとしても、名簿式は黨派に投票するものが少く故にその黨派がものは多少の恒久性を有するこれが先決問題である。現在の我國の政党の如く齊合集散の恒ならずして如何にも浮動性

に信函みたるものに付ては黨派に投票するは意味を有さない。

藤澤利喜太郎博士  
總選舉讀本



群馬県立図書館



0706376-1